

**3 判断に応じた対応**

① 懲戒処分との関係

懲戒処分をした場合、処分無効の訴えの可能性あり

労働契約法15条

当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は無効とする。

↓

行為・結果・前例などとの**バランス**が大切

**3 判断に応じた対応**

② 被害者の意向

① 被害者から、もう許しているので、懲戒処分はしない  
でほしいという申し出があった場合どうするか。

② 被害者が調査結果に納得せず、再調査の申し出があつた場合どうするか。

**3 判断に応じた対応**

③ ハラスメント認定後の対応

① 謝罪

② 配置換え

③ 配置換えが難しい場合

ご静聴ありがとうございました。

# お知らせ

## 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課からのお知らせ

### おきなわ医療通訳サポートセンター について

沖縄県では、外国人観光客の医療問題に対応すべく、多言語コールセンター（名称：おきなわ医療通訳サポートセンター）を開設し、医療機関向け①電話・映像医療通訳②簡易翻訳サービス③インバウンド対応相談窓口をすべて無償で実施しております。

各医療機関におかれましては、是非、有効利用下さいませようご案内申し上げます。

【問い合わせ先】  
「おきなわ医療通訳サポートセンター」  
医療通訳サービス運営事務局(受託事業者：メディフォン株式会社)  
☎ 0570-001-003

無料

24時間365日対応



① 電話・映像医療通訳サービス (18カ国語対応)

**0570-050-232**

② 簡易翻訳サービス (20カ国語対応)

**okinawa\_mi@okinawa-kanko.com**

9時～17時・平日

③ インバウンド対応相談窓口

**info@okinawasoudan.com**  
**0570-050-233**



←詳細はこちらからご覧ください  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/ukeire/iryoutuyakukorusentar.html>